

事業所税 領収済通知書 (公)

市町村コード
272051
大阪府
吹田市

口座番号
00920 - 3 - 960183

加入者
吹田市会計管理者

住所 (所在地)

氏名 (名称)

税目コード	納付書種類	課税年度	課税年度	通知書番号
39	002	事業年度	課税年度	通知書番号
年	月	日	年	月
から	から	まで	まで	
申告・修正・決定・更正	申告・修正・決定・更正	申告・修正・決定・更正	申告・修正・決定・更正	
税額	01	百	十	千
	02	百	十	千
延滞金	03	百	十	千
督促手数料	04	百	十	千
合計額	05	百	十	千
納付期限	年	月	日	
領収日付印				
取りまとめ金融機関名 〒539-8794 大阪貯金事務センター(株) 吹田市指定金融機関又は 吹田市収納代理金融機関 上記のとおり取納しましたから通知します。 (吹田市保管)				

事業所税 納付書 (公)

市町村コード
272051
大阪府
吹田市

口座番号
00920 - 3 - 960183

加入者
吹田市会計管理者

振替の請求に使用する欄
払出請求人欄

住所 (所在地)

氏名 (名称)

税目コード	納付書種類	課税年度	課税年度	通知書番号
39	002	事業年度	課税年度	通知書番号
年	月	日	年	月
から	から	まで	まで	
申告・修正・決定・更正	申告・修正・決定・更正	申告・修正・決定・更正	申告・修正・決定・更正	
税額	01	百	十	千
	02	百	十	千
延滞金	03	百	十	千
督促手数料	04	百	十	千
合計額	05	百	十	千
納付期限	年	月	日	
領収日付印				
上記のとおり納付します。 (受付局又は銀行保管)				

事業所税 領収証書 (公)

市町村コード
272051
大阪府
吹田市

口座番号
00920 - 3 - 960183

加入者
吹田市会計管理者

住所 (所在地)

氏名 (名称)

税目コード	納付書種類	課税年度	課税年度	通知書番号
39	002	事業年度	課税年度	通知書番号
年	月	日	年	月
から	から	まで	まで	
申告・修正・決定・更正	申告・修正・決定・更正	申告・修正・決定・更正	申告・修正・決定・更正	
税額	01	百	十	千
	02	百	十	千
延滞金	03	百	十	千
督促手数料	04	百	十	千
合計額	05	百	十	千
納付期限	年	月	日	
領収日付印				
この領収証書は、吹田市指定金融機関、吹田市 収納代理金融機関又は吹田市会計管理者の領収 印を押すことにより、その効力を生じます。 ただし、小切手で納付された場合は、その交換 計算が終わったあとでなければ、効力が生じま せん。 ◎ 領収証書は5年間保管して下さい。 ◎ この納付書は、3枚1組とっておりますので、 切り離さずに提出して下さい。				

吹田市収納代理金融機関（順序不同）

池田泉州銀行	りそな銀行
関西みらい銀行	三井住友信託銀行
紀陽銀行	尼崎信用金庫
京都銀行	大阪信用金庫
滋賀銀行	大阪厚生信用金庫
徳島大正銀行	北おおさか信用金庫
南都銀行	京都信用金庫
みずほ銀行 (令和5年7月末まで)	のぞみ信用組合
三井住友銀行	北大阪農業協同組合
三菱UFJ銀行	近畿労働金庫
みなと銀行	

(令和5年4月1日現在)

1. 納付(入)場所
 - (1) 吹田市指定金融機関(吹田市役所内)
 - (2) 吹田市収納代理金融機関
 - ・右記金融機関の本店、支店又は出張所
 - ・近畿2府4県(大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県)内のゆうちょ銀行・郵便局
 ただし、指定納付期限を過ぎると取扱いきません。

2. 注意事項
 - (1) この領収証書は、吹田市指定金融機関、吹田市収納代理金融機関又は吹田市会計管理者の領収印を押すことによつて、その効力を生じます。
 - ただし、小切手で納付(入)された場合は、その交換計算が終わった後でなければその効力を生じません。
 - (2) 納期限を経過してからお納めになるときは、納期限の翌日から延滞金を本税に加算して納付していただく必要があります。延滞金は年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合による金額です。
 - ア 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合で合算します。
 - イ 平成26年1月1日以降の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「延滞金特別基準割合適用年」という。)中においては、以下の割合です。
 - (ア) 年14.6パーセントの割合にあっては当該延滞金特別基準割合適用年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合。
 - (イ) 年7.3パーセントの割合にあっては、当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)。
 - (3) 督促状を發付すると、督促手数料がかかります。

3. 納付(入)に関するお問い合わせは
 - 吹田市役所
 - 課税については…税制課
 - 電話 06-6384-1244 (直通)
 - 納税については…納税課
 - 電話 06-6384-1283 (直通)

